

医 薬 第 6 6 6 号
令和 8 年 6 月 2 9 日

公益社団法人岡山県医師会長
一般社団法人岡山県薬剤師会長
一般社団法人岡山県病院協会长
岡山県医薬品卸業協会长

殿

岡山県保健医療部長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

アドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>